

(案)

堺市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 建設委員会 <u>9</u> 人 ア 略 イ 略 (6) 略	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 建設委員会 <u>8</u> 人 ア 略 イ 略 (6) 略
(特別委員会の設置) 第5条 略 2 略	(特別委員会の設置等) 第5条 略 2 略 <u>3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u>
(委員の選任) 第6条 略	(委員の選任) 第6条 略
<u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> <u>第2項</u> の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。	<u>2</u> <u>議員はそれぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長についてはこの限りでない。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> <u>第3項</u> の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。
(傍聴の取扱) 第17条 略 2 略	(傍聴の取扱い) 第17条 略 2 略
(公聴会開催の手続) 第20条 略 2 前項の申出を受けたときは、議長は、そ	(公聴会開催の手続) 第20条 略 2 前項の申出を受けたときは、議長は、そ

(案)

現 行	改 正 案
<p>の日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件 その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により<u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ申し出た者</u>の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ<u>又は文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第25条の2 委員会は、参考人から意見を<u>聞こう</u>とするときは、議長に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の申出を受けたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	<p>の日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件 その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により<u>あらかじめ申し出た者（以下「意見申出者」という。）</u>及びその他の者の中から、委員会において定め、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 <u>意見申出者</u>の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、<u>又は文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第25条の2 委員会は、参考人から意見を<u>聴こう</u>とするときは、議長に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の申出を受けたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>

(案)

現 行	改 正 案
<p>3 参考人については、<u>第23条(公述人の発言)</u>、<u>第24条(委員と公述人の質疑)</u>及び<u>第25条(代理人又は文書による意見の陳述)</u>の規定を準用する。</p>	<p>3 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号、第5条及び第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例(前項ただし書の改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。</p>